

第十七回 参議院農林委員會會議錄第三号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)午前十一時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
白井 勇君
戸叶 武君

委員

雨森 常夫君
佐藤清一郎君
関根 久藏君
横川 信夫君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
小林 亦治君
松浦 定義君
鈴木 一君

政府委員

農林政務次官 篠田 弘作君
農林省農林經濟局長 小倉 武一君
食糧庁長官 前谷 重夫君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員
農林省農地局管理部長 細田茂三郎君
農林省畜産局長 大坪 藤市君

説明員

本日の會議に付した事件
○理事の補欠選任の件
○市町村農業委員會の委員及び都道府

県農業委員會の委員の任期延長に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案(内閣送付)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員會を開会いたします。

最初に諮りいたします。理事が一名補欠になつておりますので、その互選を行いたいと思ひますが、その互選は成規の手續を省略いたし、委員長が指名いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認め、委員長から指名いたします。戸叶武君にお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、市町村農業委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る十月三十一日内閣から閣報第六号を以て予備審査のため送付され、同日當委員會に付託されたものであります。先ず政府から提案理由の説明を聞きたいと思ひます。

○政府委員(篠田弘作君) 只今本委員會に付託されました市町村農業委員會の委員及び都道府県農業委員會の委員の任期延長に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申上げたいと存じます。

御承知の通り、今年は凍霜害、風水害、冷害等の天候不順による異常な災害のため、稲の生育が遅れ、收穫も平年作を相当下廻ることになります。で、米穀の政府買入数量の指示及び集荷完了の時期は相当遅延するものと考へられますと共に、割当及び供出完了までには幾多の困難が予想されます。ところが、市町村農業委員會及び都道府県農業委員會の委員の任期は、それぞれ来年一月十九日及び二月二十日以内に満了し、法律上任期満了前三十日以内に選挙を行わなければなりません。農林委員が本年産米の供出割当などの事務処理の中途において交替することとなりますので、市町村農業委員會及び都道府県農業委員會の委員の任期をそれ／＼六ヵ月延長したいと存じます。

以上の理由によりまして、本法律案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同賜わらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) なお本法案の審議は後日に譲りたいと思ひます。

○白井勇君 政務次官は北海道の御出身のようでありまして、私この間北海道を見せられてまいりまして、いろいろ感心したので一つお尋ねいたしたいのであります。今度まあ救済農家に對しましての當農資金が出ますね、一戸当り十五万円というのですが、こ

でいろいろ問題になるのは、北海道はやはり特別殖産しなければいかんじやないかという話が出たのですが、そうしましたら、今出てる原案は二十万円というところですが、それは政務次官とされまして、大体そういうことが妥当だといふお考えなのかどうかという一

点、もう一つは、これから畜産加工工品が盛んに言われておるのですが、畜産加工工品が非常に品薄です。現在東京あたりでバターを買おうと思つても買えませんが、これは一体動物を片方に奨励して行く、この一方どういふ考えでこれはおられるのか、片方まあ昨日あたりの朝日新聞で叩かれておりました、何か競馬馬を買つたらしい、あれなんか新聞の主張の通りだと思ふ、何かそこに時代離れのしましたような、我々少くも國民として納得の行かないような処置なんですね、何かともつと畜産加工品といふものを併せて増産して行く、安くして行くとか、何とか一つの方法があつて、そこで皆苦労しておるのならばよろしいのですけれども、そういうようなことはまるで違ふような現象ですね、競馬馬に千何百万円出して買つてみたつて、實際あの主張の通りだと思ふのですが、あの辺一体どういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(篠田弘作君) 當農資金を内地十五万円、北海道一戸当り二十万円にすることが妥当であるかどうかという問題につきまして、厳密な意味から言へば、それ／＼の農家の個人的な事情も違ふと思ひますが、必ずしも内地の十五万円にしまして、北海道の二十万円にしまして、満足と言えない

ところはあると思ひます。併しそれだからと言つて、内地が十五万円であるのに北海道ばかりが三十万円とるとか、二十五万円とるといふようなことは、これはやはりすべて国政でありま

すから、やはりバランスといふものを相当考慮したときに、まあこのくらいの開きは内地の農民諸君もやむを得ないと思つて認めるだらうし、北海道の場合におきまして、内地が十五万円だ、我々のほうでは二十万円じや足りないけれども、併し内地が十五万円だから、そう我がままも言えないところでは私は我慢されるのじやないか。いずれにしても我慢の程度であつて、満足であるかといふことを聞かれれば、今の金の二十万円ですから私はまあ満足といふことは言えない、こう思ひます。併しやはり手算の中から全国的に成るべく均霑するようにそれを配分するといふことになれば、お互に我慢をすべきところはするといふ考え方であらうと、私はそういうふうにも思ひます。それからバターの問題であります。バターの問題はこれは粉食をするといふことになりまして、勢いバターといふものがパン食をするといふことにはこれは附き物になつて来る。又そうでなければ榮養の面においても跛行的な問題が起つて来ると思ひます。そこで今農林省の計画している集團酪農といつたようなものも、そういうことから起つて来るのじやないか。併しバターがないから粉が食えないといふことも、現在の食糧事情から

言へば少し發注過ぎるので、私たち終戦直後美濃粉の滓を団子にして食いました。そういう意味から言うと、正常の状態であればバターをパンに付けて食うということは当然の話でもありますが、又栄養の上から言つて当然望ましいことでもあります。こういう冷害、凶作といつたような時代に政府ができるだけ安いバターを手に入れるということも考え、同時に、消費者の面においても、仮にバターの量が多少不足であるとか、或いはない場合にもこの食糧問題を解決するためには一つ粉を食おうという考えになつて頂くということが最も望ましいのではないか、こういうふうに思います。これは私の個人的な考えであり、勿論政府としても同様の考え方をするとお思います。だからと言つて政府がバターを安く消費者に渡すという考え方を持たないわけじゃない、当然持つべきだと思つてます。これは私も何と大臣と相談したわけでも、政府と相談したわけでもありませんが、最近ドイツ或いは又その他のヨーロッパの諸国から歸つて来る人の話を聞きますと、マーガリンがちつとも臭くない、栄養価も普通の牛乳バターと同じである。それは要するに製法が非常に日本のマーガリンよりも進んでおるといふことを聞いております。それはマーガリンは御承知の通り鯨の油で造るわけであり、日本にも聞くとところによつて二万トンくらい鯨の油がストックされておる。これで以て仮にバターを作るといふことになれば、今までの製法ではバターは非常に臭いですが、ドイツなり、ヨーロッパなりのバターの製造の先進国の技術を若し仮に輸入してでもやるといふことになれば、二

万トンの鯨の油でバターを作るとなると、相当私は今年の冷害に脂肪を供給することができるといふふうに考へております。まだその話を聞いたばかりでありまして、まだ大臣とも関係当局とも相談をいたしてありませんが、私の試案をいたしまして、それで一つ大的にバターを造つたらどうかという考え方を持っております。それから、この間朝日新聞の何と言いますか、時評が何かの欄に、一千何百万円を投じて競馬馬を買つた、これは勿論畜産局で買つたものでありますから、畜産局は畜産局の立場においてやはり必要と認めて現在の競馬馬の、何と言いますか、品種改良と言いますか、そういう意味でやつたものと私は思ひます。併し現在の冷害のときにはああいう記事が出れば私自身もこれは当り前だ、ちよつとやばい考え方が一方的で、そのやつた当局そのものの事務的な立場から言へば当然やるべきことをやり、又予算を以てやつたのであるけれども、政治的配慮という面から言へば、これは欠くるものがあつたというのを私も痛感しております。あなたと同感であります。

○白井勇君 経営資金の問題ですが、今政務次官のおつしやるように、内地と北海道とその平衡をとるために二十万円でいいのだという考へるようですが、そこに問題があるというのを申上げた。内地は戸当り八反がそこらのものです。ところが北海道は戸当り御承知の通り少くとも五町歩以上です。而もとにかく三町歩以上十町歩という大きな大きいものが殆んどその農家の大部分を占めておる。而も経営としてましては機械力を使つておるわけです。経営資金としては非常に要するのじやないか。ですから仮に内地が十五万円でたつた場合に北海道が二十万円で均衡がとれるという事は、私は全く逆だという感じを持っております。先ずその点を伺いたい。どうも私の間実はあちこち廻りまして、やつぱり北海道としましては実態を中央に反映する政治力が非常に足りないという感じを持つて歸つて来ました。これは私の感じですが、それから第二点の、今のその畜産加工品の問題ですが、バターを付けなくてもお前ら何か付けて食へばいいじやないかという事じやなく、やはり政府としましては、バターがなくてもマーガリンでもいいですが、我々北海道へ行つて雪印バターの新しいものが出ておると聞いたのですが、町中探してもそんなものはない。従来通りのマーガリンしかない。ですから何か国民に明るい見通しを持たす措置が必要だと思ひます。それから競馬馬の問題について、少くとも食糧事情と併せて畜産計画を立てるならば、ああいうふうな措置というものは考へられ筋のものじやない。今頃競馬馬を改良してみたらどうなるものじやない。せいゝ競馬や農耕馬をやるべきで、競馬馬を改良してみたところでどうにもならない。それを競馬馬を買入れるという事は、これはイギリスやアメリカならどうか知りませんが、けれども、日本の国内情勢としましては、そういうものは考へられる筋合のものじやない。殊に北海道御出身の政務次官ですから、畜産関係には特別の御抱負を持つておられるであらうでしょうか、特に申上げておるわけですか。

○政府委員(橋田弘作君) 実は参議院の農林委員会から呼ばれておるものから、これで一つ勘弁して頂きます。二十万円でいいのだという考へ方ではありません。今申し上げました通り、あなたのお説は僕には誘ひ水で実が言つておるので非常に有難いと思ひます。ただ、これは今お説の通り内地は八反百姓であつて、北海道は少くとも五町歩くらい作つておるのだということでありまして、併し内地の一反歩に對する畜産資金と北海道の一反歩に對する畜産資金を細かく見て行くと、その割は北海道が内地のほうより反当りのはかかつておらないといふことが考へられると同時に、この二十万圓という案はこれは政府が作つた、勿論政府の提出でありますから、その考へは、原案と申しますものは、これは参議院の農林委員会が大体二十万圓と十五万圓にしようじやないかといふことの相談でできた案です。従つて僕としては、あなたのおつしやる通り北海道にこだわるわけではありませんが、併し私は北海道出身ですから、北海道の特殊事情を考へて優遇してもらいたいといふことは考へますが、併しどうかといつて我がままも言えないので、こういうことにしたのであります。それからバターの問題は今申し上げました通り、私が實際事務当局から聞いた話でありますので、果して正確な数字かどうかはわかりませんが、二万トンくらいの鯨の油があるそうですから、それで以てマーガリンを作つたらいいだろうというのが私の試案です。これは今申し上げました通り、当局ともよく相談して見ないとはかに使用の途があるかどうかはわかりません。それから競馬馬の問題は全く御同感であります。併し一旦買つたものですから、国際信義の上から、これを返すというわけにも参らなうと私は考へます。今回は一つ御勘弁願ひたいと思ひます。

○松浦定義君 ちよつと今の問題で伺いますが、今融資の問題について白井委員から御指摘があつて、内地と北海道との配分においてはこれで妥当だろうというのですが、これはこれからのいろいろ審議されると思うのですが、そこで例へば三分作以下に對しては調査の上決定するということになりますと、恐らく現在の被害農家の実数から行くと、総額の百五十億では足らん。そういうふうになるのですが、そういう点で十五万圓、二十万圓というのを問題にする前に、総額についての政府の考へ方をどうしてももう少し考へ直してもらわなければならぬ。むしろ私の考へとしては総額という額を示さないで、三分作以下、實際困つておるものに実情に應じて十五万圓、二十万圓を貸付をするというふうなことで私は足りるのではないかと考へる。若しそんな細かいところまで調査して云々といふことから、こういうものはどうだかはねるという事は、これは全くどうかと考へるので、こういう点については恐らく参議院としてはこれは了承できない問題だと思ふ。こういう点を一つはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(橋田弘作君) この三分作以下の農家に貸付けたいと恐らく百五十億では足りないだろうという、そういう御意見は、これは現在参議院でも出ております。百五十億では足りないじやないか、だから二百億に殖や

○委員長(片柳真吉君) 続きまして、
すでにもう御審議に一部入っておりますが、これより昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の質疑に入ります。

か、まあ最初の点はわかりましたが、二番目の政令で地域を指定しないということになりましたと、これは町村長の認定さえありますれば、どの県でも一応受けられるということになりますね。先ずその市町村の米麦の売渡の場合ですと、初めから一つの特定地域というものを限定するようですね。

○政府委員（小倉武一君） これは町村長の認定と申しまするか、法案の考え方では客観的にきまつておるといふ考え方でございまして、勿論これは町村長の御意見或いは府県の意見が主になるものでありますようが、形式論的に申しますと、誰かの認定というよりも、客観的にきまつておるといふことであると思ひます。

○白井勇君 それからそうしますと、家畜の点は十月九日の省議の一番のイの三番、これに該当するものは大蔵省との関係が何かで一応中止したということですか、その結果二百億の融資を予定したものが最低の百五十億であがつたということですか。

○政府委員（小倉武一君） 家畜の維持資金の問題と資金の枠とは勿論実質上関係はございますが、立案の過程から申しますと関係はございません。先ず家畜のほうから申しますと、農林省といたしましては、家畜の維持資金もこの官農資金の融通法で考えたい、かように思つておつたのでありますが、もともと考え方に若干無理があつたのであります。と申しますのは、この維持資金は要するに冷害等による減収の範囲内で考えるということが根本になつておりまして、家畜の維持の資金といふことと考えるとそぐわない

点があるのであります。飽くまで冷害等によりまする減収の範囲内で考へるということになりまうといふと、そこでおのづから何にそふいう資金が使われるかといふことになりまして、肥料代が幾ら要る、飼料代が幾ら要る、家畜の維持代に幾ら要るといふことで目的別に資金枠を積算したものはございせん。従ひまして、その枠といひまして、家畜を抜けたから二百億を百九十億、百五十億にしたといふことではないのでありまして、減収の限度がどの程度であるか、その減収の中で、この融資で見るべきものがどういふ範囲であるかといふことできまつたのでございます。百五十億の計算の基礎といひましては、冷害或いは病虫害、こふいつた主として冷害によりまする作物の減収を出しまして、これから共済金でありますとか、或いは救済土木事業による貸金収入でありますとか、そふいつたものを差引くとか、或いは若干の預貯金の引出しによつて生活を繋ぐ、こふいふような問題でございしますので、そふいふ行き方から一體どの程度になるか。もう一つは、これは凍霜害以来のやり方でございますが、減収のうち現金支出分がどの程度であるか、これは作物によつて違ひまするが、減収分のうち現金支出に相当する部分がどの程度であるかといふた計算を、これは凍霜害以来やつておるのであります、その計算のいたし方をいたしまして、単作地帯といふところと、それになお租税公課でありますとか、或いは償却費の負担でありますとか、こふいつたようなものを加えますして計算をいたしましたのが、以上をかみ合せまして約百五十億といふこと

にいたしたのであります。当初の百九十億なり、二百億と申しますのは、その際に減収から引くべきものを今どうするかということにおいて若干の見解の相違がございましたので、そこに差が出て参りましたので、家畜をやめるということによつて減らしたというわけではございません。

○白井勇君 私のお尋ね仕方が悪かつたと思いますが、先ず私のお尋ねしたことは、省議できめました有畜農家に對する融資、営農資金というものの融資を中止しました理由ですね、これを私たち冷害地帯を歩きまして、先ずやはり手つとり早く金にするには娘を売るか、家畜を売るかどつちかだ、こういうような状態になつておるのです。そういう場合、やはりそれを何とか救つてやらなければあとに災いを残すわけですから、融資ということに對する要望が非常に強かつたわけです。而も農林省としまして、やはりこれに對する営農資金を取上げておつたになつても、今のお話のように中止もかわらず、今のお話のように中止になつたということはどういうことなんでしょうか。

○政府委員（小倉武一君） これは先ほどちよつと申上げましたように、今回の被害農家に対する特別法の目的が、減収によりまする収入減、この収入減のうちいろ／＼方法があると思ひますが、一つは金融、一つは土木事業、一つは保險或いは一つは農家個々の今までの蓄積、こういうたものがいろ／＼あると思ひますが、そのうち金融で行くべきものがこの法律の対象になつて、そういう考え方から行きますと、そこ、に特別に家畜の維持資金というものを

考える必要があるかどうかとなりますると、若干の疑問が出て来ると思ふのであります。家畜を売つてその金で以て経営を続けて行くとか、或いは生活をして行くといふことは勿論ございませうが、他に特別の資金融通の措置がございませうれば、家畜を売つてその代金で以てどうこうするといふことも必ずしも必要がなくなるのではないかと、こういうことであります。そこで若干の政策の考え方として、これに特別更に家畜の資金を加えるということになりますと、政策がダブると申しませうか、重複する感れがあるのではないかと、ということがあるのであります。そのほかに別段特別の理由はございませぬ。

○白井勇君　それから計算の仕直しをしてみますと、今のお考えじゃ百五十億で足りるということで、そうすると、最初は二百億ぐらいになるかと思つておられたけれども、百五十億で大体農林省の御了解では融資は十分であるというお考えでありますかどうかと、いうことを、もう一遍聞き直してみたいと思ひます。それから今の家畜に對しまする融資と関連いたしますかも知れませんが、今年の農家の状態を見ておれば、まあ冷害その他で非常な減収になりまして、農業共済金の金が入つて参りましたも、農手にすぐこれがとられてしまふ、それでも足りない分が相当残つて行く、来年の収穫期まで食い繋ぎまする食糧がないわけですね、これを政府から米を融通してもらつて、結局その代金が来年のとれたものので返さなければならぬ。そういうようなことを考えて見ますと、幾ら政府におきまして百五十億なり、二百億の

融資その他の措置を講ぜられましても、一体これがそういう困つておる農家にどういう方法でそれが融資されるようなことになるのか。言葉を換えますという、今申し上げましたように、悪意のものは別として、善意で農家を救う意味合におきまして、政府の考えられているような資金というものが、本当に手に渡るものか渡り得ないものかという点ですね、この間も中金の何かお偉方が参りましたから、一体中金におきましてはどういうことをお考えになつておられますかということをお尋ねして見たのですが、何らの考え方もなない、やはり何か少くとも農業協同組合を管轄しておられます農林省としましては、そういうことにつきますので、こういうような方法でそういうものを救えといふような、何か具体的の指導方針でもあると思いますが、例えば今の家畜の問題にしまして、家畜を持つておるならば、それを例えばそのときの一つの担保にでも入れるというように手が考えられるかも知れませんが、農林省とせられまして、そういう資金の流れ方につきましたの御指導をどういうようにお考えになつていらつしやいますか、お尋ねいたします。

○政府委員(小倉武一君) 御趣旨のとでございしますが、個々の農家の凶作による影響を軽減いたしまして、立直りができるようにすること、これは、これは資金の面から言ひましても、当然のこととでございします。そこで御指摘のように、そこに問題が二つございまして、一体総額として足りるか足りないか、足りなければ初めからいふんな手を尽しましても個々の農家に行き渡らんとする問題がございします。又株

切でなければ適切に個々の農家に行かない、こういう問題になるうかと思ひます。先ず百五十億の金で足りるか足りないかという問題でござい、まするが、これは勿論これで甚だ十分であるというわけには参らんと思ひます。と申しまするのは、初めから損害の全部を見ておるわけではござい、ませんし、例へば減収の三割はあらかじめ引いて考へるとか、或いは若干農家の蓄積もあるといふことを前提として考へておるといつたようなこともござい、まするし、又その救農土木費による賃金の手取りといつたようなことも考へており、まするが、これも各町村均一に行くと、いうわけでもござい、ませんでしようし、個々の問題について考へ、まするといふと、十分であるといふことは毛頭言へないと思ひ、ます。そこでより一層個々の農家の窮状を救済すると申しまするか、緩和し得るような手立てがどうしても必要になつて来ると思ひ、ます。そのためには勿論町村でござい、まするとか、或いは協同組合でありますとか、この二つの大きな機関が中心になりまして、具体的に個々の農家の実情によく当つて頂きまして、できるだけの指導をいたしますように私どもも努めたいと、かように考へておるのであります。

○白井勇君　その御指導に努めたいといふお考えはよくわかりますけれども、ただそう言われて見たつて末端の農協としてはどういふ手を打つて、そういふ具体的な措置を講ずるものかといふことは、てんで見当が付かんのじやないかと思ひますが、これは何か組合指導監督のお立場にあるところで、こう

いう場合においてはこういうような方法をとればいいんじゃないかというような、何らか指導方針というものがあろうんじゃないかと思いますが、そういうものはないのですか。

○政府委員(小倉武一君) 御質問の御趣旨が凶作により農家の再建についての全般的な、而も具体的な、まあ農林省としての方針についてのお尋ねだと思ひます。融資の問題は勿論単純な一つの方法に過ぎませんので、これに以てどうかというわけには勿論参りませんけれども、これは協同組合が例えはこの融資を取扱うのが多いと思ひますけれども、この協同組合の取扱いまする場合にも、単にこの融資を、融通するということではなくて、この融資を通して他のいろいろの救済施策ということも関連いたしまして、個々の農家、個々の村について具体的な指導をするということにつきましては、これは指導連等の系統組織を通じてまして十分末端に浸透するようにいろいろ努めたいと思つておりますし、関係団体におきまして、さうな機運が今上つて来ておりますので、法案を具体的に実施いたします場合には、さういふ措置が十分とられ得ると私も考えております。

○河野謙三君 今百五十億が多いとか、少いとか、一戸当りにすると十五万円がどうかという問題があります。私はこの金は勿論少いと思ひますが、財政上やむを得ないならば、この少い金で賄えるように物の面で少しお考えになることを農林省は意つておられるのです。金々と言ふけれども、結局物です。営農資金をもちつて何をかうか、飼料をかう、肥料をかう、最近

は「ふすま」が一俵百円も上つておる、麦が一俵百円も上つておる、どういふ原因で上つておるのか、政府の政策が悪いから、例へば「ふすま」にしても最近では小麦の払下は値上りしておる、従つて「ふすま」の供給量は値上りしておるわけですが、而も「ふすま」は上つておる、それはだん／＼秋口になると青草がなくなるから餌は高くなるのが傾向でありますけれども、それにしても上り方がひどい、どういふわけかというわけですが、「ふすま」の供給を非常に一つのとこに片寄らせるからで

す。さういふところに原因があるのです。麦に關しても同様です。肥料にしてもさうでしよう。十五万円の営農資金が足りなければ、足りない十五万円の金で物を余計買へるやうに、農業資材の面で少し価格の面の操作というものを政府は意つておられる。金はないけれども農家は物が欲しい、肥料だつて私は前から言つておるけれども、農家が肥料屋へ行つて肥料を買へるか、カリや過磷酸は買へないじやありませんか。そして四割も五割も高い、農林省は三割か四割高いというけれども、化成肥料なら五割、六割高い、化成肥料は肥料屋へ行つてあるけれども、過磷酸やカリは高い、さうして無駄な高い化成肥料を買つて、さういふことをして肥料や餌や何かを高くしておいて、これは政府が高くしておいて一方で十五万円を二十万円にしたところで、百五十億の金を二百億にしたところで、そんなもので追付くことではない、金ではない、物なのです。さういふ点について経済局長の所管ではないかも知れないけれども、一

休養資金をお考えになる場合に、この農業資材の問題について農林省は如何なる手を打つておられるか、又打つていなければ、これからどういふ手を打たれるか、今のこの供米との関係において、これは「ふすま」の関係をいふことは、経済局長の所管で、それによつて「ふすま」の値段が上るというところは賛成ですか。若しこれも経済局長の所管でなければ、改めて食糧庁なり畜産局に伺いたい、金ではないのです。どうして物の価格を安定させるか、引下げるかということについて、私はこれが本當の救済対策だと思ふ。農家は金が欲しい、金をもちつて物をかうのです。その物を一体どうするか、物の価格をどうするか、これについて一つ根本的の経済局長の所感を伺いたい。

○政府委員(小倉武一君) これは御質問の趣旨全く御同感と申します。さういふわけではございませんが、融資ばかりではございませんが、例へば補助金を大幅に出すといつたやうな場合にはおきまして、それに伴う資材についての的確な措置が裏腹になつておられる部分が出て来る。少くもその効果は減殺される虞れが非常に多いのでございまして、融資なり助成が相当大幅に行われれば行われるほど必要なる資材についての十分なる手当と申しまするか、措置が伴わなければならぬといふことについては私も全くさうに存じております。具体的なお尋ねの肥料につきましては、只今御審議願つております法案ができるかど

うか、これは又いろいろ御議論もございします。すでに御意見も拝聴しておる部分もございします。飼料、農薬といふたやうなものにつきましても似たやうな問題があると思ひます。直接私所管でございせんので、いづれ担当の局長なり政務次官から御答弁をするようにいたしたいと思ひます。

○河野謙三君 今の所管から行けば畜産局なり食糧庁だと思ひますが、これにつきましても、私が今お尋ねしたことを御回答願ひたいと思ひます。なお経済局長からも、省内のことですから御連絡を願ひたい。

この機会にもう一つ伺いたいのは、この金融措置、窓口は中金であります。この金融措置、窓口は中金であります。金等を通入いたしまして、その金利が特に安いといふことになりまるといふと、そこに利鞘の問題も生じて参らうかと存じますけれども、只今のところは全く中金の自己資金でいたしておりますので、普通の中金の金利を前提にして考えておるのでございまして、この措置によりまして、中金が特に利鞘稼ぎをするといふことではないといふふうに考えております。

○政府委員(小倉武一君) 今回の融資、まあその前の水害等に対する融資についても同様の考えをいたしておるのであります。資金の全体の利子につきましては、末端で一割一分五厘になるのであります。この一割一分五厘につきまして、先ほどお話が出ておりましたように、国と府県等が五分補給する場合、それから六分補給する場合或いは八分を補給する場合といふふうな相成つております。中金の利鞘といふことにつきましては、一割一分五厘が、まあこの一割一分五厘が妥当であるかどうか、こういう問題

にならうかと思ひますが、普通の中利よりは特別高いといふことではございせんので、この措置によりまして、特に中金が利益を受けるということとはなからうと存じます。又今回のこの措置につきましても、金融、凍結以来相当の資金があります。四百十億になると思ひますが、この資金も全部必ずしも中金から出て参りませんで、信連なり或いは単協なりで以て賄つておる部分も相当あるかと思ひます。中金へそのうち何ぼ上つて来るかということにも関係があるかと思ひますが、中金に上つて来る部分につきましては、大体今のところは中金の自己資金で考えております。政府が例へば特別の財政資金等を導入いたしまして、その金利が特に安いといふことになりまるといふと、そこに利鞘の問題も生じて参らうかと存じますけれども、只今のところは全く中金の自己資金でいたしておりますので、普通の中金の金利を前提にして考えておるのでございまして、この措置によりまして、中金が特に利鞘稼ぎをするといふことではないといふふうに考えております。

○河野謙三君 私も中金がこんなことで利鞘稼ぎをするとは思ひたくない、併しそれをあえて聞くのは、過去の中金の業績においてさういふことを聞かざるを得ない、でありますから、具体的に今度の措置によるところの融資によつて、中金の収支がどうなるかといふことを私ははつきり数字で、後日で結構でございまして、お示しを願ひたいと思ひます。

ついでに伺ひますが、この前の国会

で開拓団の融資の問題でここでもいろいろ問題があつて、中金が当初二銭六厘の貸付利率を決定しておりましたものを、いろいろ検討した結果、當委員會においてこれは速記にも残つておりませんが、二銭二厘に引下げるといふことを決定したはずで、然るに未だに中金はこれについての実行に入つていないといふことを聞いておりますが、お聞きになつておればこゝで御回答を願いたいし、私が言うことについて若し承知しておらなければ、後日これも中金に照会の上御回答を願いたい、未だに実行していないそうです。而もそれは若し二銭二厘でやる場合には、開拓者からの預金利率で引下げるといふ条件を開拓者が聞いてくれるならば二銭二厘を実行するけれども、今までの条件通りで行くならば二銭二厘は実行できない、昨だのことにやくだの今だに言つておる、こういうことで次から次に中金を取りまく問題を聞いておりますので、私は特に伺いたいのです。私は前にも申上げたのです。今までの中金は、あえて言いますが、坊主と同じだ。農家の災難につけてこんで儲けておる。人の災難で儲けるのは坊主だけなんです。中金がその例なんです。そういう意味で今度全国の農家、特に凶作地の農家が未曾有の災害を受けて、もうらんじやない、農家が借金するのです。借金までして食糧の増産をやつて行くといふ農家に答えるのに農家の金融機関であるところの中金がこれによつてびた一文でも儲けるといふような、そういう汚い根性を私は許すわけには行かない。そういう意味合いにおいて、くどいようでありまされども、この融資に關係して中金の

詳細なる収支を私は確めたいと思う。私が伺うばかりではなく、これは経済局長として当然おとりになる責任がある、こういうふうには私は思ひます。

○佐藤清一郎君 今回の冷害対策として農業災害補償法による共済金の支払が行われるわけですが、これについて百三十億の枠から今回増額されて百十五億の冷害対策費が生れたといふことになるわけでありますが、共済金の支払いに對して相当莫大な金額が出ると思ひますが、それに対して農林省はどういうふうな処置をとられましか、詳細に一つ御報告を願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 前段の河野委員の御質問に對してお答えを先ず願ひます。

○政府委員(小倉武一君) 河野委員のお尋ねの今回の特別措置法による融資に關連しまして、これを中金が取扱う場合に、その収支の關係についてのお尋ねでございますが、先ほどよくつと申上げましたが、なおこれはこの点だけ切離して論ずることはなか／＼簡単じやないと思ひますけれども、簡単にその点を申上げますと、中金の資金のコストは約一割にならうかと思ひます。その一割に信連が五厘と、それから単協が一分と加えまして一割一分五厘といふことであります。そういうわけでございますが、なおこの一割と申しました中には、これは調達資金のコストなり或いは一般の経費の賦課率なりが入つております。それから開拓者に対する金融の利率の引下げの問題でございますが、これは只今お尋ねのように、預金利率との關連があつてまだ話合が付いておりません。長引い

て申訳ございせんが、私ども督促して至急解決するようにいたしたいと存じます。

それから佐藤委員からの共済に關連しまする保險金の支払いについての問題でございますが、一般会計から百三十億繰入れまして再保險金の支払をするという当初の予算案がその後四十五億減りまして、その結果再保險金の支払いに關連する御質問だと承知しましたが、百三十億から四十五億減るわけですが、一般会計の繰入れは八十五億と相成るわけでございます。従ひまして、百三十億という再保險金の支払いのための一般会計から繰入を必要とする四十五億の差額につきましてどうするかという問題があるものであります。これにつきましても、預金部資金の運用といふことも考えますが、これもなかなか預金部資金の繰入れから言つて困難なようでございますので、なお廣く金融機關からの融資といふことで考へたい。差当りかはかような金融措置を以ちまして再保險金の支払いに支障がないようにしたいといふふうに考へております。

○河野三君 開拓団の問題がきまらんことを局長も承知しておられるようですが、局長はこの前の開拓団の融資の件について參議院の審議の経過を御存じなはずでしよう。私が要求したのじやない、參議院の農林委員會の總意においてそきめたのですよ。向うが納得したのですよ。それを未だに、あとからそのとき何にも話題に上らんとこの開拓者の預金利率の問題といふものはそれと關連ないです。それをそういうことをいつて未だにきめ

ないといふことは參議院の農林委員會を侮辱するものです。これは一刻も猶余できない。速かに明日私は御回答を願ひたい。恐らくこれは私だけの問題じやない。委員長初め參議院の農林委員全員の私は意向だと思ふ。そういうことは無礼です。それを一つ至急私は明日までに御回答願ひたい。あえて私は申上げます。

それから一割一分五厘の問題ですが、これは私は中金は、こういうふうな中金自体からみれば災害によつて莫大な繰入金額が殖えるといふことは、これは中金自体の營業からみれば天から降つて来たやうなものです。この繰入金額が殖えることによつて人件費がそれに比例して増すわけじやない。その他中金の運営經費が一般に増すわけじやない。でありますから、私はこれを今度の特別融資の問題を一般の金融ベースとの關連において考へないで、これはこれだけの原価計算において私は中金は貸付金利をきめべきだと思ふ。そういうふうには思ひますが、その点経済局長どうですか。どこまでもこれは一般の中金の金融の枠内においての原価計算で行くべきです。それともこういうやうな災害によるところの特別融資の問題については、切離した特別な原価計算で行くべきだと思ふのですが、この双方について経済局長のお考えを伺ひたい。

○政府委員(小倉武一君) 前のほうの開拓の融資の金利の問題でございすが、これは預金との關係についての問題がございすが、この点につきましても問題が主たる原因になつて解決いたしておりますので、これは至急解決を

図るように私どものほうからも督促をいたしたいと思ひます。それから今回の融資についての審議の問題に關連してお尋ねでございますが、これは先ほどもちよつとお話をいたしましたように、この特別融資のために特別の資金ソースを政府が世話するとか、或いはどうするとかいふことは只今のところ考へておりません。これまでの中金の全体の資金源から賄ふということに相成りますので、特別にこの融資による金利を考へるといふことは無理ではないかといふふうに存するのであります。

○河野三君 特別の政府からの融資もしないものであるから、これを別途に考へることは無理であるとおつしやいますけれども、これには第一県なり国の損失補償が付いておるでしょう、大幅の……従つて銀行が一番恐れるところの貸倒れの危険といふものは、危険率は非常に少いです。それだけで中金の一般の融資とは違ふはずで、これは私は議論になりまから、よく一つ御検討願ひたいと思ふ。

それから委員長にお願いしますが、參議院の總意によつて開拓融資の問題につきましても、あれほど明確に速記録にまでとつてやつたものを、當局として開拓者の預金利率の問題に絡んで、未だにこの問題を決定しないといふことにつきましては、委員長から改めて委員各位の御意見を聞いて參議院の農林委員會の御意思を再確認して政府にお申出を願ひたい。こう思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 只今の開拓者の融資の利率の点はあとで速記を調べまして、私も大休間違いないと思ひま

するが、速記を調べまして、全体の意向として二銭二厘に下げるといふことに農地局長から答弁があつたのでありますから、速記を調べましてその上で政府に更に連絡をとります。

○河野三君 速記をお調べ願ふことは勿論結構ですが、同時に今こうやつて丁度委員会を開いておるのであるから、今農林委員各位の御意見を私はこの際お聞きになつて、そうして私は速かに政府に善処方を要求願ひたいと思ふ。

○委員長(片柳真吉君) 今河野委員からそういう御要求がありました。私の記憶においても間違ひがないと思ひます。が、皆様如何でありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳真吉君) それではその通り間違ひがない、再確認を得ましたので、その趣旨を政府に私からも申入れます。

なお私もちよつと佐藤委員の問題とは多少ほかの問題でございますが、今の資金の問題、中金の資金の問題で、実は一昨日農協の連合会の代表者の会議がございまして、その際にも強く出ておつたのですが、単協からの融資は先ず財源がない、信連のほうもせいぜい五十億以上は期待ができません。いだらうか、それから地方銀行と言つても、これは先ず相手には殆んどない。そうすれば大部分といふものは中金に上つて来る、こういう大体的御意見が圧倒的でありまして、而も今回の百五十億でも少いという御意見、これも御尤もに思ひますが、百五十億で行つても、凍結害以来の融資総額は四百十五億になるものであります。到底

中金としてはそれだけの融資財源はない。特にこれは五年以内のやや中期の金になりますので、これに全部を注ぎ込んでしまへば、本来の短期融資もできなくなるので、そういう点でもむづかしいといふふうに我々も大體聞いておるわけでありまして、その意味でここで一応休憩いたしますが、その点につきましてもよく検討の上、一つ午後御答弁を願ひたいと思ひます。それから今の開拓者融資の点は、小倉局長と農地局長とも至急一つ御連絡を願つて誠意ある御答弁を要求いたします。午前中はこれにて休憩いたします。午後は一時半から再開いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時三十五分開会

○委員長(片柳真吉君) これより委員会を開会いたします。

午前中に引き続きまして質疑を行います。

○佐藤清一郎君 私は先ず経済局長から先ほど答弁がありました保険金の一般財政の百三十億の中から二十五億を冷害対策費に振向けられたそのあとの補填の問題等につきまして質問したいと思ひます。各被害農家を立廻つて見ますときに、一番心配しておりますのは、今年こんな災害があつて保険金を政府は支払うつもりがあるのだらうか、いつものように減額されてしまふのではないのだらうかというやうな心配が各農家には非常に強く出ておるわけでありまして、私もこれにつきましては心配しておるものであります。殊に十月五日の作況指数が発表されました、十月十五日の作況指数は恐らく政

府においても集計され、発表の段階まで行つてゐると思ひますが、それから見ました場合に相当量の減収であるかと私どもは想像するのであります。従ひまして、先頃政府において考へられたやうな保険金の支払額は到底私は追いつくまいと思ふ。そういうたやうな場合における資金繰りというものに果して農林省当局は十分の用意があるのかどうか、その心配の点から十分今一回一般の人にもわかるようにしておく必要があるだらうと考えますので、この点を先ずお尋ねいたします。

○政府委員(小倉武一君) 今回今年の水稲その他共済関係の作物の被害につきましては、その甚大なことにつきましては御指摘の通りでございますが、共済の対象となりますものにつきまして、共済金の支払い、従つて又保険金の支払い、更に又再保険金の支払いが幾らくになるかといふことは、これは的確に把握はまだできない状態でありまして、従ひまして政府の措置としまして、どの程度の再保険金を考へておるかといふことについては的確な数字を持合しておりません。当局といたしましては、共済団体等の推定資料に基づきまして一応の推定をいたしておるわけでありまして、そこでその一応の推定をいたしております数字を午後も申上げましたのですが、それによりますと、保険金といたしましては三百四十億程度、再保険金が二百四十六億程度といふふうに考へております。問題はこの二百四十六億の支払いが円滑にできるかどうかといふ点が最も重要な点だと思ふのであります。この点につきましては、支払財源としては、

再保険料なり基金なり或いは剰余金なりを合せまして九十一億ばかりあるものであります。これを今の二百四十六億から引きますと、百五十五億足りないと、こういうことになるわけでありまして、百三十億の予算と申しますのは、どういふところから出たかと申しますと、先ほどの二百四十六億といふ点が問題でございまして、それが一応の推定であるといふことでございします。一割内外は開くといふことを見まして、最小限度予算に組む、いろいろ補正予算も財源その他で窮乏でございします。それで、保険につきましても最小限度組むといふことで一割減を見てもおるわけでありまして、従つて二十五億引いておるわけでありまして、百五十五億少いといふことを申しましたが、それから二十五億引きまして百三十億といふものを最小限度見ておるのであります。更に今回四十五億を引きました八十五億になりますので、最小限度見たものから見まして四十五億足りません、それをどうするかといふことにならうと思ひます。これにつきましては、具体的にどうするかといふことについての措置はまだ決定をいたしておりません。融資によつて保険金の支払いに支欠かないやうにいたしたいので、只今のところさう考へておるのであります。

○佐藤清一郎君 先ほど経済局長は、今回の冷害対策のいろ／＼な施策として、農業協同組合や或いは町村としての施策を十分に指導したいといふやうなことを言つておられましたが、実際の冷害地における協同組合及び町村の収入といふものは、今回の冷害によつて

て相当の収入減になることを予想されるのであります。即ち協同組合におきましては、米麦の保管料、又販売手数料、これらの減収が累積いたしました。更に米麦取扱いが減少いたしましたから、従つて預金が増減する。預金が増減するから、利鞘がそこへ浮いて来ないといふやうな現況であります。従つて農業協同組合の諸対策といふものは、これは農林省が希望いたしました。到底私は実現不可能な事柄ではないかと考へます。従つて農業協同組合に対する何らかの措置を講ずる必要があるのではないかと思ひますが、これに對して経済局長としてのお考えはどうですか。又町村におきましても、一般農村のこの収入減から町村税の減収は、これは又相当見込まれると私は考へます。従つて特別な措置をしない限り、勿論町村会としても十分なる対策を考へてはおるでありますが、資金の困難な町村にこれが多くを望み得ないことは自明の理であらうと思ひます。従つてこれらに對する大きな期待をかけられたやうな先ほどの答弁は、むしろ私は何らかの措置を農林省として今回の冷害対策の一環としてやるべきではないかと考へるのであります。これに對しての所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 協同組合なり、町村に對しまして、冷害対策としてどういふことが考へられるか、考へるべきではないかといふお話でありまして、私も冷害が農家経済に影響を及ぼし、それが又自治体なり組合の経営に影響があるといふことは考へております。この影響がどういふ影響が来るかは今後の問題でございする

うならば秋田とか、山形とか、新潟とかいう所は、これは平均数で行けば農家戸数に比較して家畜の少ない所、餌の需要量は少ない所です。その報奨物資に私は使うことが悪いというのじやない、餌を使うことは不適當ですよ。そこでその方面に「ふすま」が偏在したということです。「ふすま」の絶対量は少なくないのだけれども、偏在によつて起るところの「ふすま」の価格の高騰ですよ。どうしてこの米の供出に報奨物資として「ふすま」を使われたか、その私は経過をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) この問題につきましては、御承知のように従来から「ふすま」の幾部分のものを単作地

帶へ廻しておつたのでありまして、その経過は簡単に申し上げますと、單作地帯におきまする米の早期供出のために或る程度従来委託統制なり、或いは粹

外の委託統制でございますが、委託統制をやりまして、その米糠がその地帯へ残るということになつたわけでございます。端境期及び端境期直後におきます。

まする需給上、相当早期に送る話がある。つたということで、産地に対する米糠の還元という問題が起つて来たわけでございます。それでこの米糠の点について

きましては需給操作の許す限りにおきましては、或る程度委託統制をいたしておりますが、その補給の一部といったしまして「ふすま」をその代りに送る

ということ、ここ数年前から実は実行いたしておつたわけでございます。そういうことで現在そういう意味の「ふすま」の配給を、配給と申し挂す

か、単作地帯に対する「ふすま」の供給をいたしているわけでございます。

只今御指摘のように地域的にその「ふすま」を送るために地域的な偏在が起る、これはまあ非常に遺憾なことではございます。そういう点については今後十分注意をいたしたいと、かように考えております。

○河野謙三君 地域的に偏在が起つたために上つていっている。これは速かに善処されないと困る。私も今長官が言われるように、従来この「ふすま」を報奨物資に使つていたというところは知つております。併し私は過去においてその都度これは適当なる報奨物資ではないということを指摘しているのです。然るにこれは政治的圧力か何か知らんけれども、こういうことを繰返すことによつて非常に「ふすま」が上る。而もこの特に重大な問題は、今五百五十円の予定価格にしているのです。補助金との関連において五百五十円が「ふすま」の予定価格でしよう。政府が責任を持つべき価格です。それからその配給経費がかかりますけれども、農家が七百二、三十円で買つている、この差額というものは一体どうなるのです。これは製粉会社の不当利得です。補助金の泥棒です。これは一刻も放つておけない。これに對しまして一体今後若しこの七百二、三十円の相場が半月続き、二十日続く場合には、政府はこれに對してどういう措置をとるか。又今まで製粉会社が不当に所得したところの「ふすま」の暴利、これを一体製粉会社から取上げる意思がありますか、これを私は伺いたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申上げますが、河野委員も十分御承知のように、この五百五十円は工場渡し価格でございます。その以後の価格というものが運賃の関係或いはマージンの関係等におきまして、どういふふうに影響をなさるかという問題があると思ひます。御承知のように「ふすま」の全体につきましては十分協議いたしまして、畜産局とも法の運用によつて安定して参りたいと、かように考えているわけでございまして、御承知のようにこの「ふすま」の価格と製粉価格とは非常に密接な関連があると思ひます。実はこの原価計算におきましては、副産物収入として一定の「ふすま」の価格を見るところの場合の価格でございます。小麦粉の価格と相当の関連性があるわけでございまして、まあ食糧庁としましては、勿論「ふすま」につきましても価格の安定ということも十分考へておるのですが、同時に小麦粉についての価格の安定、価格の高騰を抑止するという意味におきまして、行政的に一定の製粉会社に対して自費を現在小麦粉について一応勧告をいたしているわけでございまして、現在の状況におきまして、その自費は或る程度守られておるのじやないかと私は考へております。この価格はまあ年間平均の価格でございます。多少時期的に五百五十円を要するといふ場合はこれはまああり得る。これは飼料の需給の状態である場合も、すでにこれを割つていたから年間全体としてどういふふうな形によつて推移したかということも考へまして、次の小麦の価格をきめます場合におきましては、十分原価計算という、この点を慎重に検討して参りました。

と、かように考えております。

○河野謙三君 製粉精麦業者に自費を求めて現在のところ大体自費の実は上つていようであるとおつしやる。それは粉の場合と「ふすま」の場合、両方含めてですか、粉だけは自費しているけれども、「ふすま」は自費していない、こういうことですか。若し「ふすま」を含めて自費の実を上げておるといふのなら、五百五十円のものに仮に配給経費が百円かかつても六百五十円です。そうすると、あと七十円なり八十円というものは不当なものです。それでも自費の実を挙げているという御認識ですか、私はそれを伺いたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 食糧庁といたしましては、食糧価格の安定という意味におきまして自由価格の安定をいたしましたのは、小麦粉について自由価格の安定をいたしましたわけでございまして、

○河野謙三君 そうしますと、「ふすま」についての御見解はどうですか。

○政府委員(前谷重夫君) 先ほど申しましたように、最近におきまして製粉の稼働率の増加ということによりまして、今月から供給量の増加をいたすというところによりまして、数量的に増加したことに伴つて安定を図つて参りたいと、かような考へ方を持つてい

○河野謙三君 くだいようでなければ、若し安定しなかつたときはどうするんです。半月なり、二十日経つて……現に農家は「ふすま」を毎日買つてい

殖えたから今度は「ふすま」は下るはずだ。私もそういうことを念願しております。併し若し下らなくて相変らず七

○説明員(大坪藤市君) 只今食糧庁長官より申された五百五十円という、いわゆる政府が表を売却いたしました場合には、一応決定いたしました値段は、只今食糧庁長官より申上げた通りでございます。それは昨年は二百五十円であつたのでありますが、それを食糧

○河野謙三君 くだいようでなければ、若し安定しなかつたときはどうするんです。半月なり、二十日経つて……現に農家は「ふすま」を毎日買つてい

ましては、いろ／＼今後とも検討はせなければならぬ。勿論畜産製品との関係におきまして検討を要する問題と思ひますが、いろ／＼表を売却いたしま

○河野謙三君 くだいようでなければ、若し安定しなかつたときはどうするんです。半月なり、二十日経つて……現に農家は「ふすま」を毎日買つてい

○河野謙三君 くだいようでなければ、若し安定しなかつたときはどうするんです。半月なり、二十日経つて……現に農家は「ふすま」を毎日買つてい

たい。こう考えております。勿論五百五十円という織込みの価格につきましても、これを引下げることにつきましては、食糧庁とも今後とも相談して参りたい。かように考えております。

○河野三君 今何か現在の七百二十、三十円は適正な価格であるような畜産局長のお話ですが、一体違やしませんか、あなたのおっしゃるような五百五十円に包摂費その他を入れて、卸売りが六百円から六百二十円とおつしやいますね。それから今度は小売り、小売口金並びに小運搬費、こういうものをあつた見なければ今の価格になりませんよ。そんなにからならないのですよ。あとせいふ、五十円追加すればたつぷりでしょう、そうすれば六百六、七十円ですよ。するとまだ五十円裸があるわけですね。そうすると、あなたが卸売口金から卸売価格以後において百円の諸掛りがかかると、こういう御認識ですか、これを私は伺いたいと思ひます。

○説明員(大坪藤市君) 今のいわゆる中間経費の問題であります。これはまあ取引をさしますかたに、できるだけ少い利潤を以てやつて行かれるようにお願いしたいと、かように考えております。

○河野三君 これは政府のほうでやらなければいけませんよ。妻はさつきも申上げたように統制なんだから、統制物資から発生するところの「ふすま」といふものを……これはやはり統制なんです。統制下に置かれていると同じようなことなんです。だからこれに対して小売業者の自費を求めるといふのじやなくて、あなたのほう

同時に私はこゝではつきりしてもらいたいのは、飼料の需給安定法の審議会があらますね。一体あれは最近お開きになりますか、私速かにこれは審議会を開いて、最近の餌の事情について政府は進んで説明すると同時に、今後の価格についても私は意見を求むべきだと思ひます。同時に私個人の見解では、例えば七百三十円になったならば飼料需給の安定法の但書の条項を適用して、政府は「ふすま」の価格安定のために製粉会社から強権を以て「ふすま」を買上げるというくらい意思表示をはつきり一つしておかないと、これはあなたに甘く見ておられるけれども、七百八十円が八百円になりますよ、な

つたときになつてあつて風船だまの糸が切れたみたい、あれよ、と言つたつて間に合わない、糸が切れないようにしておかなければならない。私は今の七百二十円があなたのおつしやるような適正な価格で、この程度なら百姓はがまんする。こういう御認識なのか、ここに六百七、八十円の正常価格で卸さなければならぬ。こういうことなのか、私は伺いたいと思ひます。同時に食糧庁長官、今まで餌の問題、畜産の問題、特に餌の問題に関する限り長官自身はそうじやないのだけれども、食糧庁のあなたの部下というものは非常に畜産局を甜めてゐる。逆に言うと、畜産局の自主性が無い、食糧庁が勝手気ままに、五等妻の扱下げにしても言ひたいことはたくさんあるけれども、私は時間が無いから言ひたい。もう少し畜産局長と長官は餌の問題については御相談願ふと、食糧庁の、あなたのほうのあそこ四年も五年もいる技師に勝手に畜産行政をやら

れたのではたまらない。こういうことについて一ついろいろあれやこれやと一通御答弁願ひたい。

○政府委員(前谷重夫君) 御承知のように、我々もいたしまして、これは主食といつたしまして、小麦の値段と、それから「ふすま」の値段と相当関連がございます。極端に申しますれば、一方立てれば一方立たないというふうな関係もあるわけでございます。その間の適当な調整を図るということ

は我々も十分注意いたしたいと思ひます。で、食糧庁といたしまして、単に小麦の価格のみ重視する。これは我々としても注意せざるを得ないと思ひますが、更に「ふすま」の価格についても十分検討して、只今の御注意の点につきましては、畜産局長とも従来ともに十分承知いたしておりました。が、今後とも気を付けて参りたいと、特に先ほどお話のございました偏在等の問題については早急に調べて是正する措置をとりたいと思ひます。

○河野三君 食糧と餌との相互の關係というものを持つておつしやるけれども、私は関連を持たされちや困ると思ふ。大体製粉屋といふものは粉を作るのが本職なんだ。粉で大体採算を立てる。ところが過去二、三年を見ますと、粉は安く売つて、犠牲をみんな「ふすま」において取返してゐるから、今の製粉屋さんといふものは、粉屋さんといふよりはむしろ「ふすま」屋さんなんだ。というのは、農村の犠牲においてのみ製粉工業といふものは経営されてゐる傾向がある。関連されちや困るのですよ。「ふすま」は「ふすま」だけで今言ふ五百五十円の子定価格がある。原価計算で粉につい

てもやはり原価計算はある。粉のほうで安く売つてゐるから「ふすま」のほうで高く売つても、これを合計すれば製粉会社の手取りというものは一ぱい、だから、まあ認めて置こう、こういうふうな、それとこれとを合算したところの計算は困りますよ、私は違ふと思ひます。のみならず現在には粉でもあなたのほうの原価計算の価格で出て来た粉の価格より高いのです、市場価格は……粉も高い、「ふすま」も高い、而もそれは統制物資である。農林省の厳格な責任ある統制の下に置かれてゐるのです。こういうのです。もうそろそろこの粉なり、「ふすま」に対して、政府が単に甘つちよいい自衛をするというふうなことではなく、毅然たる態度で臨まなければならぬと思ひます。それはやられませんか。その第一手段として、「ふすま」を一つ需給安定法によつて但書条項を適用してやしませんか。私はあ

えて言う、やるべき時だと思ひます。まだやるべき時ではない、妥協な価格だ、こつちおつしやいますか、そのことだけをもう一遍伺ひ。なぜそういうことを言うかといふと、話は戻るけれども、畜産資金を幾ら出したつて、「ふすま」が高かつたり、肥料が高かつたり、農家が買ふものが高かつたり、十五万円の畜産資金なんか問題になりませんよ。全然初めから問題にならないところの十五万円という僅かな畜産資金であるから、一方において政府が金はいくらでも農村資材の価格の安定については別途の方途を講じて考慮する、それでなければ十五万円といふものは生きて来ません。百姓は十五万円を借金で判こを押すのですよ、借金な

んですよ、これはもうのじやないのです。だからこの十五万円を本当に畜産資金として事足りるだけの、農村資材を買えるだけの、農村資材の価格の面で私はもう少し積極的に手を打つべきだと思ひます。その第一手段として、なぜ需給安定法の但書の条項を適用して「ふすま」の買取りをやれないか、その時期じやないとおつしやいますか。仮にその時期でないとおつしやるなら、幾らになつたときやりますか、七百五十円になつたらやりますか、七百八十円になつたらやりますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 飼料全体の価格の問題については畜産局長とも御相談したいと思ひますが、只今畜産局長からお話がありましたように、この価格は工場の裸値段でございまして、仮に政府がこれを買上げる場合におきまして、政府から渡す場合の価格といふものがやはり卸しに対する引渡価格ということになるかと思ひます。その価格の動向如何、卸しの構成の問題及び卸小売間の価格の動向の問題、それは又政府の扱下げの問題と、これは又別の関連もあらうかと思ひます。そういう点も十分に検討いたしまして、主管局とも相談して検討いたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○河野三君 最後に私は、今の明確な答弁は改めて伺ふことにしますが、ただこれだけ伺つておきたい。食糧庁長官と畜産局長の責任において、少くとも現在以上餌の価格は上げないといふだけの御答弁をして頂ければはかの

ことは何とも申し上げません。これを一つ伺いたいと思います。

○説明員(大坪藤市君) この問題につきましては、食糧庁とも随時いろ／＼御協議申上げておるわけでありまして、少くとも今の価格は河野先生の御意見通り上げない、かように私は確信を持っております。

○河野謙三君 もう一つ食糧庁長官に私はちよつと御参考までに申上げておく、あなたの今後の業務の運用上御参考までに申上げておきます。食糧庁長官の現在製粉会社に払下げておられるその価格は非常に製粉会社に有利であるという一つの例を申し上げます。あなたのほうでこの間五等麦を入札された、原価が二万八千幾らのやつを三万四千幾らで落した、落すほうはどうかしている。ところがその三万四千円でどうして入札したかというのを聞いてみると、或る製粉会社がその麦価に對して三万四千円までは払下げて引合いますから払下げないかと注意してくれた。そこで五等麦を三万四千幾らで払下げて、そしてそれを製粉して、而も一方「ふすま」を今の七百何円というばかな値段でなくて、もつと安い価格でちゃんと配給できる、そういう例がある。だから現在の製粉会社の採算から言へば、食糧庁の払下価格が安過ぎるということになるんだ。ところが食糧庁は儲ける機関でないから麦を高く売らねばならない、今のような払下価格を今後持続するならば、もう少し粉なり、「ふすま」を安くさせても製粉会社が引合ひ、あなたのほうの原価計算が間違っているという事です。五等麦の払下をめぐつての問題の案を申上げて、今後あ

なたの食糧行政の、特に麦の行政についての参考をあなたに申上げたいと思ひます。こういうふうな全国の農家が困つて、救済金が足りるの足りないのと大騒ぎをやつてゐるときですから、僅かに指で教えるほどの製粉会社に儲けさせるといふことは飛んでもないことです。私は何も製粉会社の仇でも何でもない、そういうふうな人の災難につけ込んで儲けるやつは一番いけない。だからこれは一つ特に私は最後に附加しておきます。どうか食糧庁長官、そういう麦の値段については再検討してもらいたい、こう思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の御注意十分注意いたします。ただ五等麦の問題は御承知のように畜産団体を指定しまして競争入札をやりました。これは製粉用として払下げておるわけではないのでございまして、飼料用として考へておるわけでございます。ただ指名競争入札でございまして、その指名の範囲は畜産団体に限つております。その点だけ実情を申上げておきます。

○河野謙三君 私は飼料用として払下げるのはわかつておる。わかつておるが、三万四千円で入札したということとは、それで払下げておるお且つ採算がとれるということなんです。それでしよう。とれるのです。それを一つあなたの参考によく承知しておいてもらいたい、こういうのです。

○松浦定義君 いろいろ河野委員から飼料の問題についてお話がありました。が、今度の対象になる飼料、肥料といふのは、これははつきりしておると思ひますが、肥料のうち、種のことにはつきりわかつておるのですが、この

苗の中に山林の苗が入るのかどうか、この点一つ。

○政府委員(小倉武一君) 経営資金の肥料の中に山林の苗が入るかどうかというお話であります。これは入るといふふうには理解していいと思ひます。最も広く完全な農家でございしますれば入るといふようにいたしていいと思ひます。

○松浦定義君 その範囲なんです。ただ今度のは冷害ということについての苗である、水害の場合ですと、相当大幅な山林の苗が入ると思ひますが、例へばこの間の北海道あたりの雑穀地帯では耕地防風林と申しまして、従来からずつとやつておる、北海道等やつておる耕地防風林的な苗、こういうものが主たるものであると了解していいですか。

○政府委員(小倉武一君) これは必ずしも耕地に直接関係なくとも、農家が自分の里山を入れるといつたような場合も含めておいてよろしいと思ひます。

○松浦定義君 「副業資金その他農業経営を維持するため」、こうあります。が、この副業と言ふと非常に範囲が広くなると思ひますが、この範囲は大體どの程度のものを考へておるか、この点一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) これは炭窯を作る構想の資金でございしますとか、或いはその原木炭を買ひ資金でございしますとか、或いは「わら」工品をやるような場合の「わら」代を含めておつたり、いろ／＼しておりまして、特別狭く解釈せずに、成るべく広く理解したいというように思つております。

○松浦定義君 それでは私は大体入ると思ひますが、そうしますと、小家庭、例へば鶏を飼ふとか、或いは又豚を飼ふとかいつたようなものは、ここまでは考へておらないわけですね。

○政府委員(小倉武一君) そういう小家庭は、いわば一種の流動資金でございします。で、勿論入れてかまわないと思ひます。

○松浦定義君 大体そういうふうな形でずつとやつて行きますと、午前中にも申上げましたように、百五十億の枠では全然足りない、こういうことになるのですが、それにいたしまして、それはそれとして私は町村長が認定をいたしました、町村における農業協同組合或いは金融機関が貸付の主体になると思ひますが、その場合現在までの例から行きますと、協同組合が如何に貸付けようとしても、現在の限られた範囲内においては末端においては救われぬ農家が相当出て来る。例へば今年には販売するものが一つもない、従つて協同組合といふものの信用力というものが一つもない。従つて部落が共済的にお互ひに考へようとしても、なかなか部落でも保証してくれない。こういうふうな非常に困つておる農家があるのですが、こういうものに対してはどういうふうにお考へになるか、これはただ町村長の認定によつて協同組合或いはそういう機関に任してあるから、中央においては何らその点では考へない、こういうふうなお考へであるのかどうか、こういう点一つはつきりしておいて頂かないと、協同組合が町村長の認定に基いて資金の責任を持つという場合に、非常に末端において不平不満が出て来ると思ひ

○政府委員(小倉武一君) 御質問の点は非常にむづかしい微妙な点でございまして、割切つて論議するわけにも参らんと思ひます。ただ私どもの非常に形式的な議論をいたしますと、融通特別法の趣旨をいたしまして、ふだんでも災害がなくても、なお且つ組合系統の金融が受けられなかつた農家を、この法案の融通で以て融通をやつて行く、こういうわけにはなかなか参らんかと思ひます。普通の作柄で

ございますれば当然融通が受けられたにかかわらず、冷害といったような特別の災害で以て融通が受けられない、こういう農家につきましては、今回の措置でできるだけと申ししますか、十分カバーして行きたい、その辺を一つのけじめにいたしておるわけでありまして、勿論この融通はできない農家があつてもよろしいといつたようなことを頭から考へておるわけではございませんが、法案の趣旨から言ひまして、災害がなくとも融通がなか／＼困難だといつたような農家につきましては、この法案ができたからといつて融通がでるというところまでは、これは勿論期待することはむづかしいと思ひますが、それでございませぬければ、ほゞこの法案の趣旨とするところでは、金額が百五十億で十分かどうかという点につきましては御懸念御尤もに存じますが、できるだけ広く融通をして行きたい、又組合系統をさうに指導したいというふうにまあ考へておるわけでありませぬ。

○政府委員(小倉武一君) 御指摘の通り、農手の償還金がおい／＼と来るわけではございまして、これをどうするかという点は非常に重要な問題で、その点は私どもも中金等という／＼話合つておるのであります。只今考へております点は、かようにしたらどうかと存じておるのであります。農手がこの特別の、恒久的と申しますか、いわば恒久的な制度でございまして、これは飽くまでその制度を存続するという必要もございまして、期日に決済をする建前を貫きたい、かように思つておるのであります。ただ決済をいたしますにつきましては、単協側で資金が不足することがございまして、この組合に対しましては、系統の金融機関から資金を融通する、農手と同じように其資金を見返りといつたしまして資金を融通いたしまして、決済資金に事欠かないようにする。ただその場合に金利の問題がございしますが、金利につきましても農手並みに取扱つて、それ以上有利にはとらないといふことで堅いで行つたらどうかといふふうに存じております。この百五十億で以て農手の償還をするといふことは成るべくいたさないつもりであります。

○松浦定義君 そうですと、今成るべくといつたお話があるのですが、やつぱり肥料とこの中に謳われておる限り、この百五十億の中へは何ぼかそうしたものが入るといふことなんですか。

○政府委員(小倉武一君) 制度の建前としては別に考へてみたいと思つたわけですが、ただ金のことではございまして、どの資金がどつちへ行くといふことになりまして、来年の春になりましての肥料が一体農手の資金で買つたのか、或いは資本金で買つたのかといふことになりまして、むづかしい点が出て参りますけれども、本制度で考へておりますところは、通常の農手によつて供給される資金とは別の資金を供給したといふふうに考へておるのであります。

○松浦定義君 大体い／＼疑義も相当あるような御答弁であつたようでありませぬが、ただ私は率直にお伺ひいたしますと、例えば一戸の農家が、大抵北海道等におきましては七、八万円から十二、三万円を必要とする農手を借りておるわけでありませぬが、そうしますと、二十万円を融資されても、そのほうに返してもらわなければならぬような結果になると、併しそれは又逆に、農手を今年度、二十九年度で借りられることになると、その場合の借りたことが、その金で以て操作されるというふうなことに結果的になつて来る。と、實際その他の面についての運営資金が入つて来ないといふような心配がある。でお伺ひしておるのですが、まあい／＼細かい点はあとでお伺ひいたしますとして、大体この農手の決済はどうしてもこの十二月の期限内にやらなければならぬといふふうに政府としても考へておられませうし、末端の扱つておる協同組合としまして、これを責任を持つて何とか解消したいと、こゝろ思つておるのですが、現在の状態ではなか／＼協同組合の力を以てしても右左にさういふことができないので、現状においては大体どのようない形で進めておられるか、大体において今日まで農手の返済がどの程度進捗しているかといふような点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 農手の返済の期日がい／＼違ひまして、十五日に来るもの、それから月末に来るもの、十二月の十五日のもの、十二月の末日のもの、一月の十五日、一月の末日、こゝろい／＼分れております。冷害地帯におきましては、おおむねこの十一月、十二月に来ることになつております。この十五日から決済期日が到来することになつております。従ひまして、まだ償還がどうなるかといふことについての具体的な遅延の問題といふものは生じておりませんが、この点は成るべく遅延の生じないように、決済資金は、農家の関係においては農手で借りた金は共済金であるといつたやうな時期までは延ばすにいたしました。組合からは返して頂く、この代りに決済資金を別途供給すると、こゝろい／＼形で農手そのものは決済をして行きたい、かようなつもりでおるわけでありませぬ。

○白井勇君 前の農林委員会の席上におきまして、先ほど河野委員からも念を押しておられましたが、飼料の価格は、現在の価格よりも絶対上げない確信を持つておられるというお話があつたわけでありまして、それを今日更に再確認をされた御発言のようでありましたが、その場合畜産加工品の問題につきましては、はつきりしたさういふ御回答はなしに、ただできるだけこれから善処して行きたいといふお話であつた。一方御承知の通り、麦類の製品をうんと食つて食糧難を懸念して行こうという現状ですが、最近御承知の通り、市場でなくてはならないバター、畜産加工品といふものは、バターが殆んど店から姿を消しておるといふ実態である。ああいう姿を御覧になつて、あれを一体どういふふうにお考へになつていらつしやいませぬか。これから粉食奨励と噛み合せまして、少くとも畜産局といたしまして、どういふ考へで善処されて行くかといふことを、もう一度私は念を押しておきたい。と申しますことは、今朝ほど私は農林次官にちよつと尋ねたのですが、三十一日の朝日の夕刊を見ますと、農林省におきましては競馬馬改良の趣旨を以て二千万円の外貨を払つてイギリスから競馬馬を買つておるといふのです。私はあの記事を見まして、少くとも現在の農林行政をやつておられます事務当局の考へ方といふふうには私は解し得ないのです。あれを見まして、若しああいうやうなことを事務当局として考へてやつておられるといふことになりまして、非常に今申しました畜産といふことにつきまして我々疑義を持つております。この際現在の状況等を御勘案になつて、どういふ見方をし、どういふ措置をとつて行かれるお考へであるかといふことを伺ひたい。

○説明員(大坪藤市君) 只今一番問題になつておりますのは、御意見の通りバターの問題であります。バターにつきましては、従来御承知の通り雑品として或る程度のものが輸入されて来たのであります。先般通産省が一応雑品の中からバターを除けたいとしたので、思惑的に一時市場から姿を消すといふやうな現象が現在見えております。併しこれは通産省ともよく相談いたしまして、従来の通りのやうな、輸入につきましては速かに復活

するといふような大体つもりでおるわけでありまして、併しながら一方考えてみます場合に、バターを或る程度相当多量に輸入するといふようなことになりまして、日本の酪農と申しまゐるか、畜産業は極めて弾力性の少ない、底の浅い状態でありまして、外国の安いものを入れるということになりますと、非常に深刻な影響を来すのでありまして、今後酪農といふものをできるだけ内地で振興いたしますためには、或る程度値段が高いといふようなことも日本の今後の酪農振興のために一時忍んでもらわなくてはならないのではないかと、私はかように信じております。併しながら今後バターにつきましては、いわゆる生産時期にも入りますので、又いわゆる雑品の中に復活するといふようなことによりまして、只今のようないわゆる思想的な現象は急速に解決するのではないかと、私はかように考えております。

○白井勇君 くだいようですがね。米の値は一月から上げるといふような話があるのですけれども、今畜産局長のお話のように、畜産局長の考え方が畜産振興の考えから、これは多少上るように考えなければならぬんじゃないかといふような御答弁のようでしたが、これは何とか是非とも今のなくなる前の飼料と同じように、現状の価格というものの仮にバターそのものによつて維持することができないとしますならば、マーガリンとか、その他代用品の優秀なものをと出すとか、何とかといふような措置によつて、少くも現在の価格といふものを維持するようない御確信があるのですか、どうですか。

○説明員(大坪藤市君) 御承知のように、牛乳を含めました畜産、特に酪農製品といふものは非常に勢いを以て増加いたしておりますが、なお消費のほうをそれとオーバーするといふような状態でありまして、特に製品と申しまゐるか、二次加工品ではなしに、生の乳で飲むという消費のほうは非常に勢いを以て上昇して来まして、どうも消費、需要のほうは供給をオーバーしておるような嗜好でありまして、これはまあ一面から見ますれば、畜産の振興の、特に酪農の振興という点から非常に歓迎すべきことであります。余りに何と申しますか、購買力が副わらないような価格になつてもいけませんので、それらの点についても国内の需要の関係を脱み合せて見ますれば、余りに望外な価格でやるといふ場合には外国からも入れなければならぬ、こう思います。

○白井勇君 私は要するに先ほど同僚委員のお話の通り、バターにつきましては少くとも現在の価格は上げないのだという御確信があるのか、むしろ今の状態から見ますと、お話の通り非常に困難である。餌は自信を持つて上げないといふことは言い得る、そういうことはしないのだといふふうに了承して差支えございませんか。

○説明員(大坪藤市君) それは今後の外国製品との輸入とも関連して参ると思ふのであります。いわゆる「いも」が市場に姿を消す、或いは非常に膨大な……。

○白井勇君 値段の上においては、上げることは、少くとも現在より上らないといふことは保証の限りではない。

○説明員(大坪藤市君) その辺になつて参りますと非常にむづかしい問題になつて来ます。一般物価との関係もありまして、現在の規格、いわゆる物価水準といふようなものの意味合においては規格の維持ということについては考えております。

○戸叶武君 私たちの当面している問題で一番重要なものは、やはり災害地に対する政府の金融の措置だと思ひますが、先ほどどなたからも聞かれましたが、農手の借替の要請といふものは、被害地における農民の共通の考えであり、これに对应しながら実際各府県とも緊急措置といふものを行なつて、その農民の要望に対して対処してゐると思ふのです。そのときに當つて、政府がこの問題は農業共済組合の恒久的な制度であるから、これがためにどうしても救済はして行きたい。そしてこの準備で資金難に陥つたといふ場合は、これの資金による融通ということを考えてやるがといふようなことでありまして、政府及び地方公共団体のこの利子補給、損失補填の条件の下に融資をせよと言われておつても、果して今のような状態で地方の寄附金でもそうですが、これに処し得るかどうか、而もこれに処し得るような態勢を信連なり中金に、政府は責任を以てやつておれば別であります。が、今の農村金融の現状といふものを、今この深刻な災害地の状況といふものは、私は災害によつてどしどし貯金が減少の一途を辿るばかりであり、そればかりでなくて、やはり計画資金としてやはり急場を凌ぐ資金として金が引出されるばかりなのであります。そういうところに、非常に脆弱な基盤の上

に立つてゐるときに、一体今後において、例えば来年度にしても、収獲期における端境期を控えて、どうやつて農村金融機関がやつて行けるかといふ危機にも入つて来ると思ふ。それは先のことだからと言つていられないと思ふのです。そういう見通しなしにこれに対処することができないのであつて、それに対して先ほどの経済局長の御答弁なんかが聞いていると非常に心許ないので、何だか農林当局といふものは非常に抽象的な、頼るべからざるものに頼つて局面を糊塗してゐると思ひます。これに對して何か農林省として確たる一つの方針なり見通しを持つて、どう思つてゐるかということを示してもらいたいと思ふ。

○政府委員(小倉武二君) 災害金融と関連があるのでございますが、災害金融といふことは、農手の問題と償還期限が逼迫してゐることに關連いたしまして、金融機関の全体の問題に關連してゐる問題だと思ひます。

〔委員長退席、理事宮本邦彦君着席〕

農手のほうから申しますと、農手を利用してゐる地域はお話の通り大体冷害地が多いのでございまして、殆んど大部分と申しますか、多くは冷害地帯のものが多くございまして、従ひまして金額も相当大きくなると思ひます。この中で、一体決済の期日にあるかといふことを推定することもなかなか困難であります。一応私どもは六十億程度ではないかといふふうには存じております。従ひまして、その程度のものでは中金等が自分の金利につきまして、逆払いになりまして、決済期以後につきまして、農家の利子を農手以

上の負担にならないやうなことができません。若干中金が犠牲を負うわけではございませうけれども、そこまではできると思つております。それから災害金融につきましては、二百十五億程度になります。これが一体組合金融で賄えるかどうかといふ問題になつて参ります。農手の問題もそこに入つて来るわけではございませうが、農手は長期といふわけでもございませうが、災害金融になりますと、長期といふことになりまして、今後の組合金融全体の金繰りを或る程度見通しを付けないといけません。御指摘の通りその他の基盤になります。五月前後の時期におきまして、中金を主とする金繰り状況はどうかといふことにつきまして、いろいろ検討いたしております。災害金融は二百十五億が必ずしも全部中金に集まつて来るというわけではございませう。これは冬霜害のときの実例から見まして、さういふことになつてゐると思ひますので、今のところその辺の検討につきまして、まだ確固たる検討はいたしかねる状況でございまして、今回のこれまできつてゐる程度の額でございませうれば、組合金融内部で大体これを賄えるのではないかと申すのでございませう。尤も御指摘の通り、災害を受けました農家の預貯金の引出しといふようなこともございまして、その他うなこともございまして、簡単に大丈夫といふわけには参りませんが、そういう場合には、それは勿論政府といたしまして、組合金融に対する然るべき援助の措置が必要になつて来るかと思ひます。只今のところそこまですべて具体的な措置を講じなくても行けるの

ではないかというふうに思つております。

○戸叶武君 これは私たちはこの歳末を考へて見たとき、日本には恐ろしいやほり一つの金融恐慌の徴候が出て来ると思ふ。今の経済保全会の現象なんかもその一つであります。特に中小工業者が金融の倒産に呼応して、融資の面において非常に強引に政府に要請して来る面が出て来る、その場合に農林当局が今のような呑気なことを言つていては、農村金融の問題に対しての立遅れになることは当然のことなのであつて、共済金の問題についても四十五億の繰入が預金部資金に對してはまだ明確にされてないというようなことも、やはり農林当局のほうから衆議院の予算委員会なんかでも説明されているようでありまして、何か確固たる信念を持つて大蔵當局との折衝なり何なりをやつていないで、今のようなまご／＼して、とにかく当面の政治的な情勢に對して行こうというような浮薄な考へであつては、私は非常に中小工業者におけるところの金融恐慌以上に、非常に深刻な一つの金融難から恐慌というものが歳末には起きて来ると思ふ。そういう種々農林省のほうでは積極的に動いておこうという気持ですか、その点私はもう少し具体的に聞きたいと思ふのであります。

○政府委員(小倉武一君) 共済金のことにつきましてのお尋ねでございますが、まあお話の通り、全体の資金の問題、組合金融なり、或いは財政資金なり、政府の金融の問題と繋がる問題でございますので、私ももろ／＼しく措置はいたせないの、単に樂觀をしておるというだけではございませ

ん。ただ共済金の御指摘もございまして、共済金の支払いが結局どの程度連合会なり、或いは政府において措置するかという確定数字はまだ定まりませんので、具体的な措置についても的確なことを申し上げる段階に実は至つておらないのでございまして、従いまして今やつておりますところは、最小限度の措置をいたしておるのでございまして、四十五億の繰入が制限されたというにことによりまして、一般会計からの繰入が著しく減りました関係上、より余計金融的な措置によらざるを得ない部分が出て参つたのであります。その十分配意をいたしております。そのために保険金の支払いが遅れるというやうなことは全くないようにいたすつもりであります。それから又この災害金融につきましても、どの程度不足するかというにことにつきましても、今から必ずしもある程度に予測するわけには実は参りません。組合金融全体の金繰りと、それから末端の組合なり、信連などの程度消化できるかというところが十分にまだ検討いたしかねる段階でございまして、そういうことがほゞ検討が付きましてしたときには必要な措置を当然講じなければならぬと思ひます。先ほど申し上げました通り、只今の大きな見当ではほゞやつて行けるのではないかと、いふうな見込を持つておるのでござい

○戸叶武君 共済組合の金が入つても直ぐ農手の問題に對していろ／＼な問題が、農手の借替というものが困難だといふときに、そこに必ず困難が生ずると思ひますが、そういう点に對しては何か特別な措置を講ずるというやうなことを考へておるのですか。

○政府委員(小倉武一君) 農手の借還等、それから今後の営農資金或いは副業資金、或いは生活のためのいろ／＼な資金といった面を全体としてどういふうに賄ふて行くかということに關連する御質問だと思ひます。私も従いまして農手をどうするかということ、やはり結局はそういう全体の問題をどうするということにかかるといふになります。従いまして対策も個々に考へますけれども、結局は個々の対策が全体として個々の問題に對処し得るのではないかと思ひますが、農手の問題は先ほど申し上げました通りでござい

○戸叶武君 私に遺憾とするのは、農手の借替えができないという場合には、この間の空間ができたときにその間の措置はどういうふうなやつて行くんですか。而も農村が金融難か何かに頼つて非常に不健全ながら無理をして来た。それは恐らく金融難もこの末

○政府委員(小倉武一君) 農手の決済が参りまして、その決済が困難であるという事情が参りますときの措置でございまして、災害を受けた農家が組合に返済ができない。従つて組合は農手の決済ができない、こういう事態がこれはあり得ると思ひます。こういうところをほゞ検討したのが大体六十億程度になりはしないかと思つております。そういうところにつきましても、系統機關から、特に農林中金から決済基金を融通したい。この決済基金につきましても、やはり農手並みの利子など取扱いをして、そのために農家の負担が多くならんようにいたしたいと思ひます。勿論その措置だけで十分ではないかもしれませんが、各般の措置をとらなければならぬと思ひますが、農手に關係するだけ申しますと、さうなことに考へております。なお営農資金の供給というところがきまらずに、それに相対してやはり組合金融全体も相當の円滑化をすることもできると思ひます。更に又共済金の支払もできるだけ早くやりたいというふうな思つておりますので、そういう支払によりまして組合金融の緩和に資することであるのではないかと、いふうに存じているのであります。

○清澤俊英君 経済局長にちよつと……実はこの冷害対策の要綱で農家に「ふすま」を報奨として回すとい

うことですね。その分が概五百円で回している、三十キロで概五百円で回している。だから百五、六十円安いんだ。これは只今の河野さんの質問で、六十、六十円の価格になるのだ。こういうので問題は百五、六十円安くなるんだ。〔理事宮本邦彦君退席、委員長着席〕

そこでまあ七百円という大変なものが出来て来るのですが、そうやつて農協を通じて渡されるこの五百円の裸の「ふすま」に對して、袋代六十五円とつても二十六円かと思ひますが、古俵に詰めても六十五円ですから……それから運賃の平均三十六円七十三銭で、全購連が八十四十二銭、県連が二十四、単協が三十四、しめて約六百六十円、こういう形になつております。どうも報奨として出すものを私は……全購連や、或いは県連がトンネルなんだ、これは……恐らく切符の取次ぎだけやるんだと思ひますが、これだけのものをとる必要はどのにないと思ひます。こういうものが安く相當の量入れば、必然的に暴騰した価格も抑えて行かれると思ひますが、これはすでに折角百五十円安いものを、これたというののに対して百六十円ばかりかかりますから、百六十円ほどの中間経費がかつて来て、そして六百六十円にしてしまふということでは、これは普通の商人が六百六十円のものにいろ／＼のものを掛ければ七百五、六十円になるのは当然の話、一向その大事な趣旨が徹底しないと思ひますが、こういうことに対して経済局長は、このトンネルという言葉はちよつと無理か

も知れませんが、こんなトンネル事情は何とかできないものでしょうか。単協が三十円とるのは、これは倉庫へ入れたり運んだり、いろいろな荷こぼれがあつたりして欠損は見られるけれども、全購連や県連は恐らくトンネルだと思ふ。これらに対して取締る意思があるのかどうか。

○政府委員(小倉武一君) 農協の關係として、私どもの所管にもまあ關係がございまして、只今の具体的な数字を挙げての御質問につきましてもお答えする準備がございせんので、これは食糧庁の關係が主體でございまして、食糧庁からお答えしたほうがいいのではないかと申します。

○委員(片柳真吉君) それはあとで食糧庁から御答弁を適當に願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 関連して……。今の県連が二十円とか、単協が三十円とか、四十円、八円というの、それはそういう價格の決定については畜産局長のほうには何にも連絡はないですか。

○説明員(大坪藤市君) 只今の「ふすま」の問題は、これは食糧庁がここ数年來、早場米供出地帯に對しまする報奨用として扱ひ下してございまして、價格なり数量なりにつきまして、私どものほうに具体的に相談は、勿論現在の價格以下のことでありまして、相談は必要ないんじやないかと私のほうでは思つております。

○河野謙三君 つまりこれは食糧庁が独自でおきめになつて、食糧庁はこの三十円とか、二十円とか、八円とかいう、要するに工賃については相談の上きめてゐるんじゃない、こういうこと

ですか。これは畜産局長に聞くほうがいいかも知れませんが、こういう意味で畜産局長は言つてゐるんですか。

○説明員(大坪藤市君) 私のほうとして小売渡し、普通の場合の払下價格の予定價格が五百五十円でございますが、報奨用の場合はそれよりも五十円ぐらゐ安い價格であるということを承知してございまして……。

○清澤俊英君 その冷害対策として、このたびはこういうような一つの五十円安のものが出てゐるのではありません。それにもかかわらずトンネルで以て二十円もかけてしまふと、さういつたような……、古俵にすれば二十円か、三十円でできるものを六十五円というの、どういふところから出て来るのか知らんが、單協の三十円は僕は詳しくはわからんけれども、こぼれるものもあるし、「ふすま」にとられるものもあるし、これは運賃も付くし、倉敷料も付く、いろいろなものを見れば、三十円も、或いはトンネルもない、切符だけでやつてゐるやつが二十円四十円もつてゐるという……、これはおかしい話だと思ふ。これはどうもおかしなもので、取過ぎるのじやないか、これらのものはやはり冷害対策として、こういうものは特別に考慮を払われるべきものなら、監督の任に當つては経済局が強く農協に對してこれは注意すべきものじやないか。こういうものが具体的に出来たならば……。

○説明員(大坪藤市君) 只今の食糧庁でやつておられます「ふすま」の原料であります小麦の払下は、從來から早期、早期と言ひますか、早場地帯の報奨用としてやつておられますので、い

わゆる冷害対策も勿論考慮の上と思ひますが、冷害対策ばかりじやなしに、從來からの早場地帯に對しまする報奨用を兼ねておる、かように存じておられます。従ひまして中間經費或いは運賃をどういふふうに見込んでゐるかというところにつきましては、食糧庁の係りの關係でなければ、私どもとしてちよつと答弁いたしかねます。

○清澤俊英君 こうやつて同じことをいつまでも言つてもきまりが付かんからやめますが、これは農協の監督をやつておられる経済局で以て一つ十分考へて行かなければならぬと思ふ。そこで畜産局長に申し上げたいのは、今年の冷害で鶏を十倍くらい飼ひ出している、豚も相当飼ひ出している、さういふために飼料がどん／＼上つて行く。それから先日問題にしてゐるのですが、折角委託統制にした粉は、今も食糧庁長官に聞けば、食糧庁は米を買つてやる権能はあるけれども、小糠を買ひ権能がない。だから小糠の統制料を差引いて自由販売させる。これはさういふ手続ならやむを得ないけれども、さういふことをやつておられますれば、鶏が十倍になつた、豚が何倍になつたという畜産率が出て、せめてそれにでもするといふ人が、折角飼ひ出して飼料の値上りは目の前に見えてゐると思ふ。折角飼ひ出して行つても、皆捨ててしまふという、凶作農民の、瘦せこけた農民が折角何かで埋合せをしよと思つたが、それが立つて行くことができない結果になると、一遍やつてこられたからもう二度目はやらないで、何とか手を打つて……、私は畜産局長がそこを気が付いて、これは農民のために飼料を確保してやらなければなら

んとしたことになつたら、すぐ売れるのですから、一応適正な値段で売出すような方法を考へて、それに金はどれだけかかるか。それは何も統制という形をとらなくてもよろしい。統制と同じものがここでできると思ふ。而も私は農協といふものの本来の働きは、さういふことをするのが農協の働きであつて、それが中間マージンをとつて宴會ばかりやつてゐるのが農協の仕事じやないと思ふ。だからさういふ指彈を受けないのでありますから、結局そこらまで氣を使つて畜産局長やつてもらわなければ、何年計画を立てて家畜奨励法とか、何とかといふものを作つて金ばかりかけても問題にならぬと思ふ。さういふ不合理なものがあつたら、あなたが先頭に立つてこれを直すように交渉してもらわなければならぬと思ふ。せめてさういふもので一応飼料の値上りを抑えるく

らゐることは、やつぱり二段構えで考へても損はないと思ふ。飼料のことは放たれかしだ、できた品物は独占的な大商人と競争して行くという話になつてしまつたら、それはとても零細な農民などが、一頭、二頭やつてゐるものが、その組織に對抗できないことはわかりきつてゐる。終いに牛乳が足らん、バターが足らん。足らんときは値上りがどん／＼までもしてしまふから、その値上りのために酪農などをぐんぐんやつてしまふ。ちよつと殖えて来たから又がたんと下げてしまふ。これはどこにも安定がない、畜産行政の中に農民が踊らされてゐるという形が出て来る。一つあなたは指導的にこれではいかんという建前で、省議にでも何でもかけて、統制という形はとらな

くても、統制に近いものでやはりやれと思ふ。国が持つてゐる小麦をそれを統制に出す。委託統制して金を支払う。何も粉は差引かなくてもいい。粉だけ農林省が持つて行つてしまふ。それをその價格ですぐ売れば同じことです。それで飼料が統制できるのだと思ふ。安いもので渡さぬと思ふ。かまわんでいたらどん／＼高くなつてしまふ。本年あたり畜産局長はもうおわかりのことと思ふが、今どこに行つても鶏の糠は間に合はない。これは恐らくおわかりになつてゐると思ふが、僅か手許に残された凶作米の屑米で凌いでゐると思ふ。そのときになれば小糠の相場が上りますから、みんなひんねじつて食つてしまふより仕方ないだらうと思ふ。大体「あひる」を「あひる」なさい。三年、四年前には「あひる」はどこに行つてもさあ／＼してゐた。近頃は「あひる」がいますか。「あひる」を飼ふ余裕がなくなつてしまつた。あれほど一生懸命やつたものが……、これはやつぱり本腰に考へてもらわなければ畜産行政などはできないと思ふ。どんな山の中に行つても「あひる」がさあ／＼してゐた。近頃はどこに行つても「あひる」はいません。みんな殺してしまふんじやないかと思ふ。さうして卵が高くなつたので卵を売ると言つてもこれは間に合はんと。これはやつと飼つておく方法を考へてもらわなければ問題にならぬと思ふ。一つお考えをお伺ひします。

○説明員(大坪藤市君) 飼料の問題につきましても、畜産が發展するかどうかという問題につきましても、飼料の價格が安定いたしまして、而も自由に的確に生産者の手に入ること

前提であります、先生より非常な御注意がありましたけれども、今後私どももいたしましては、安定法の運用によりまして、できるだけ只今申上げましたような安い価格で、而も安定いたしました的確に生産者のほうに飼料が手に入るようにできるだけの措置して参りたいと、かように存じております。

○委員長(片柳眞吉君) 農林経済局長に伺いますが、今日の政令案ですが、これは水害地帯のほうも同じように書いてあるようですが、この冷害農家が受けた損失額から農業共済金を控除する、これはやむを得んと思ひますが、第二の、ここに出ておる米麦の売渡の特例に関する法律案で、売渡された米麦の価格に相当する金額まで控除する、これはちよつとひどいという感じなんですが、これはこの米麦の買入というのは、それはまあ営農資金という範疇に入るものもあるかも知れんけれども、どつちかと言へば生活資金的な色彩が強いのです。これはどうですか、この全額控除はちよつとひど過ぎると、こう思ひますが、これはどういふ考えですか。

○政府委員(小倉武一君) その点は生活資金に勿論関連がございますが、と申しまして、元のものに生活資金が入つてゐるというのではございませう。減収した部分をよく考えて見ますと、一部は自家の食糧として使われる部分もある、その部分は経営資金にもとゞ廻らないものであります。而もその自家用に廻る部分につきましては米麦の払下げがございまして、延納が或る程度認められる、そういう論理で以て差引をいたしまして、まあこれを差引かないと、やはり何と申します

るか、資金の供給としてはダブるといふふうな考え方から差引きしておるのではありません。

○委員長(片柳眞吉君) これはなお私ちよつとはつきりわかりませんが、その全部を控除することはちよつとひどいような感じがするのですが、まあよく考えて見ます。それからもう一つ、これは御質問がなかつた点ですが、その第二条の、これは北委員からこの間御質問があつて、官房長から入つておるといふ答弁があつたようですが、土地改良区の賦課金等も、これは凶作で実際に納入ができない、それをこの間官房長はこれに入つておるといふような答弁をしておりましたが、この副業資金その他農業経営を維持するための必要な資金という中に入つておれば問題はなないのですか、これは解釈上入つておりますか、どうですか。

○政府委員(小倉武一君) 賦課金、まあ厳密に言つて若干疑問がございしますが、まあ知れませんが、私も入れて差支えないように理解しておるわけですが、佐藤清一郎君 所得税の問題について、一月当然これは納めねばならんことになりまして、所得税についての大蔵省の考えはどんな考えを持つておるか一つ聞いて見たいと思ひたいのですが、次の委員会等に来てもらいたいと思ひます。冷害地における所得税がかなり問題になると思ひます。従つて青色申告というものを、これはまあ当然そういう措置によつてやるべきことにはなつておりますが、農村として本当に青色申告というものを利用できるように指導というのか、できる得る人というのかは極めて少い、面倒だから結局やらなないというのが実情だと思ひ

のです。従つてかような年においてはできる限りそういう面を面倒を見てやるのが親切な事柄であらうと思ひますので、一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 承知しました。

○清澤俊英君 これは食糧庁長官に聞いたほうがいいかと思ひますが、飯米の問題が出ましたが、こういう冷害農家が飯米の配給とか、何とか特別法で、一年きり貸してやらうことは非常に有難いんですが、そこで今供米のうしろについておりますのは、やはり営農資金が足りないというので、農手にどん／＼入つたものが引落されてしまふ。それでせつながつて現在みんな妻を食つて出している、そういう妻を食つて供米をしてゐるかいなにかということは、妻を買つてゐるかいなにかというのを今調べればすぐわかる、購進の手持なんかを買つて現在食つてゐる、それくらいなものに対して、これは農林大臣がいなければ駄目だと思ひますが、何らかの考慮があつていいことだと思ひます。これもやはり或る程度まで、三割という凶作農家になるかならないかだけの話で、實際困るから今の出来秋に妻を食つて米を出してゐる、こういうものに対して何らかこういう恩典のある価格の配給でもあれば、一年貸せとも言わんだらうけれども、せめて値段ぐらゐは考慮して配給してもらふことは考えられないものかどうか、経済局長はどうですか。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねの趣旨でございまして、妻を買つて食つて、その代り保有米を浮かして供出した農家に対して何か特別の措置、例え

ば妻の価格を安く払下げる、こういう措置がとられるじやないかというところでございまして、私からお答えするものも如何かと存じますので、御質問は食糧庁長官に話をしておきますから、後ほど御答弁をするように連絡をいたします。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め農林部管理部長が見えておりますから……。

○河野謙三君 午前中ちよつと伺つたんですが、この前の国会で当委員会と政府当局と数度に互る論議の結果、開拓者団の融資の金利は、当初の中金の原案である二銭六厘を三銭二厘にするというふうに政府から、速記録に徴してもわかりませんが、はつきり御答弁があつた。ただその場合に日銀が適格担保として扱われない場合には、これは二銭四厘でなければ困るけれども、その後大休政府で適格担保の問題も見通しがあるので二銭二厘にいたしますという

ことにきまつたわけですか。ところがその後において未だにこれが実行に移されてゐないのみならず、中金は政府との間に、我々国会にも何らの話なく、開拓団と直接取引で開拓団の預金利子を下げるといふ条件がなければ二銭二厘は引受けるわけには行かない、こういうことでの後未だ決定せずにお

うこと、こういうことを聞いておりますが、これは非常に我々から見れば、そういう措置に出ることは中金とすると不当な措置であると思ひますが、管理部長からお話を聞いておることが違つておるかどうか、その後の経過を一

つ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(細田茂三郎君) ちよつと経過を御報告申上げます前に、この委員会で附帯決議をなさいますので、まあ二銭二厘以下にしろというお話でござい

ましたので、実は私どものほうから農林中金に對しまして、少くとも二銭二厘にしてほしいということでも長い間折衝をしておりましてしたのでありますが、農林中金の言ひ分は、二銭二厘にいたしますと必要経費さえも賄えない、つまり非常な赤字になるということございまして、なか／＼二銭二厘には条件なしではできないというのであつたわけでございます。併しまあとにかく本院におきます附帯決議の趣旨もあることだしというので、まあ長い間折衝しておつたのでありますが、それで

は二銭二厘にするにはどうしたらいいかということなんですが、農林中金としましては、日銀の適格手形にしてほしいというところが一つと、もう一つは預金の金利を或る程度下げてほしいという二つの希望があつたのでござい

窮屈になつて来て、この開拓融資の關係が日銀の厄介にならなければならぬといふ場合においては、そんな連絡手形にするとか、しないとかいふことではなく、十分同じような扱いをするから心配をしないでやつたらよからう、少くともそういう形式論はまあこの際やめてもらいたいといふのが日銀の言ひ分であります。そういうことでありまして、再三日本銀行とも話をいたしましたけれども、今すぐ連絡手形にするといふことは、それはど実益のある問題ではないといふことになりまして、この点は私も諦めたわけでありまして、次に預金の金利を下げるか、下げんかといふ問題ですが、相成るべくならば一つ下げないでほしいといふことで頭張つておりましたけれども、日銀自体の必要経費をも賄えない。つまり非常な赤字になるといふことでありまして、この点は私も銀行の内部の問題です。から、はつきりはわかりませんけれども、いろいろ手を尽して調べてみましたが、成るほど農林中金が現在の自己資金を出して、それを二銭二厘でやれば今まで儲けておるのをどうしようといふことを別にいたしまして、今後のことを考えて見ますと、或る程度赤字になるらしいといふことが我々にもほぼ推察ができるわけでありまして、そこでまあこの点は取りあへずそういうことで折衝いたしておりましたけれども、長引いておられますうちに、御承知のように地方の保証協会がほとんど設立されて参りまして、貸すほうは一日も早く安く貸してやりたいといふふうな時期が迫つて参りましたので、つい先だつて最後に農林中金

と、それから開拓者連盟との間に私どもが立ちまして、何とかここで妥協してほしいといふことで、取りあへず出資をいたしますには、中金が出す資金は二銭二厘、その代り預金利子は農林債券によりますもののほかは現在六分になつておりますが、これを一分下げて五分にする、取りあへずまあそういうことでスタートをする、併し恐らくこれをやれば更に今度は開拓者の中金に對しまする預金等もどん／＼殖えて来るであらう、そうなつて来れば、又その中金自体としての計算というものは變つて来るはずでありますから、取りあへずそういうことでスタートをするが、預金の伸び方等とも睨み合せて、近い将来にもう一遍この点は話し合おうじやないかといふ含みを以ちまして、今申しましたように、中金からは二銭二厘、但し預金につきましては、農林債券によりますもののほかは一分下げの五分、こういうことで話が妥結いたしましたして、中金もまあ仕方ありません、開拓連盟のほうもそれでは仕方ありませんといふことで、きまつたような次第でございます。

○河野三君 あれだけ長い日数をかけてこの問題は論議して来たのです。論議の過程において預金利子下げなければならぬやうな条件は一つも出て来ない、半句も出て来ない。而もその間において預金利子下げなければ採算が合うとか、合わんとかいふ問題は勿論出て来ない。簡単にきめた問題じやない。でありますから、私はその後において、国会閉会後において中金が開拓団に向つてそういうやうな条件を出したことにつきましては、私は中金の採算についても疑いを持つておる。

でありますから、政府もその間においていろいろ聞かれたやうであります。が、当委員会においては直接中金並びに開拓団を私は呼んで、その間の相互の事情を私は聞いてもらいたい、こういうふうには私は思ひます。同時に仮に開拓団と中金と双方できめた、両方が納得でききまつたんだからいいじやないか、こういう御見解が若しあるとすれば、それは私は非常に間違つておる、五分と五分の立場でこれは相談してない、金を借りるほうと貸せるほう、このほうは如何なる場合にも開拓団と中金だけの問題ではありません。如何なる場合、商業資金の場合におきましても、借りるほうと貸せるほうとは五分と五分じやない、弱い者と強い者の間に入つて公正な一つの結論を出すのが我々の役目だと思ひます。そういう意味合において、私は仮に開拓団と中金が了解の下に決定したと申しましても、その了解が付いたからといふことによつて我々もそれでいいじやないか、こういうわけには行かんと思ひます。そういう意味合で、私はこれ以上政府に御苦勞をかけようとは思いません。開拓団と中金の双方を私は当委員会へ呼んで、又当委員会の權威におきまして、これだけのものは置かなければならぬ、そうしてちやんとした結果を付ければならぬと、かように思ひますので、そのように私は委員長にお計らいをお願いしたい、こう思ひます。

大分、勿論關係はありましようけれども、急いだ法案がありまするが、どういふふうにいたしましよう。

○河野三君 私はそれは極めて簡単なことであつて、その時間もかからないのでありますから、会期中の、特に一時間くらい時間を割いてもらへば十分足りると思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) そういうことで、明後日あたりでよろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) ではさうに取計らいます。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) それでは速記を始めて下さい。

本日はこれで散会をいたしまして、明日は他の委員会も全部休みだそうでありますから、やむを得ず同調いたしました、明日は休みまして、明後日十時から開会いたします。散会いたします。

午後四時四十四分散会

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案

延長に関する法律の一部を改正する法律

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律(昭和二十八年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十九年一月十八日」を「昭和二十九年七月十八日」に、「昭和二十九年一月十九日」を「昭和二十九年七月十九日」に改める。

第二条中「昭和二十九年二月十九日」を「昭和二十九年八月十九日」に、「昭和二十九年二月二十日」を「昭和二十九年八月二十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十一月二十八日印刷

昭和二十八年十一月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局